

居宅介護サービス契約書

お客様と株式会社ディーブ(以下、『ディーブ』とします。)は、お客様に対して、ディーブが提供する居宅介護サービス(以下、『サービス』とします。)について、次のとおり契約(以下、『本契約』とします。)を締結します。

第 1 条 (在宅サービス契約の目的)

- 1 ディーブは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令及びこの契約書に従い、お客様に対し、お客様が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。
- 2 ディーブは、お客様の障害支援区分、及びお客様の障害福祉サービス受給者証に記載されたサービス種別、支給量等、支給決定期間に応じて、お客様に対しサービスを提供します。
- 3 お客様は、ディーブからサービスの提供を受けたときは、ディーブに対し、各サービス重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

第 2 条 (契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日とします。
但し、契約期間満了日以前にお客様が障害支援区分の変更を受け、支給決定期間の満了日が更新された場合には、変更後の支給決定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 上記契約期間満了日の7日以上前にお客様から更新拒絶の申し出がない場合、ディーブからお客様に対して、書面による契約終了の申し出がない場合には、本契約は2年毎に自動更新されるものとし、その後も同様とします。
- 3 お客様から更新拒絶の意思表示された場合は、ディーブは、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

第 3 条 (居宅介護計画及び契約支給量)

- 1 ディーブは、お客様の受給証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明し同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。
- 2 ディーブは、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第 4 条 (サービス内容)

本契約にかかわるサービス内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定めるサービス行為区分の中から、各種サービス計画に基づき、選択されたサービスを提供するものとします。サービス内容の詳細は、各サービス重要事項説明書に定めるとおりとします。

第 5 条 (サービス内容の変更)

- 1 ディープは、サービス利用当日、お客様の体調等の理由により予定されていたサービスを提供することができない場合には、お客様の同意を得た上でサービス内容を変更することができるものとします。
- 2 前項の場合には、お客様は変更後に提供されたサービスの利用料金をディープに支払うものとします。
- 3 ディープは、お客様からのサービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況によりお客様の希望する日時にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日時をご提案させていただきます。

第 6 条 (サービス利用料金)

- 1 本契約にかかわるサービス利用料金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める介護給付費に準拠した金額となります。サービス利用料金の詳細は、各サービス重要事項説明書のとおりとします。
- 2 市町村長が定める利用者負担額を除いた障害福祉サービス費については、事業者が市町村から代理して受領します。
- 3 ディープは、その提供するサービスのうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、お客様の同意を得ます。
また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適用がない場合に限り、別途消費税をお客様にご負担いただきます。
- 4 本契約の有効期間中、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要になった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、ディープは、法令改正後速やかにお客様に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。
- 5 本契約にかかわる交通費及びその他の経費は、各サービス重要事項説明書のとおりとします。

第 7 条 (お客様の中途解除権)

お客様は、ディープに対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第 8 条 (お客様の解除権)

お客様は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 1 ディープが、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、お客様の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。
- 2 ディープが、第14条に定める守秘義務に違反した場合。
- 3 ディープが、お客様の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

第 9 条 (ディープの解除権)

- 1 ディープは、お客様が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、ディープの再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。
- 2 ディープは、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の相談支援専門員又はお客様が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

第 10 条 (利用料の滞納)

- 1 お客様が、正当な理由なくディープに支払うべき利用料の自己負担分を2ヶ月分以上滞納した場合には、ディープはお客様に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 ディープは、前項の催告をした場合には、お客様担当の相談支援専門員、お客様が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後もお客様の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。
- 3 ディープは、前項の措置を講じた上で、お客様が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

第 11 条 (契約の終了)

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 第2条第2項に定める本契約を終了させようとする意思表示があり、契約の有効期間が満了したとき。
- 2 第7条に基づき、お客様から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 3 第8条に基づき、お客様から解約の意思表示がなされたとき。
- 4 第9条に基づき、ディープから契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 5 第10条に基づき、ディープから契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 6 お客様が施設へ入所したとき。
- 7 サービス利用最終月から1年間サービスの利用がなかったとき。
- 8 お客様が死亡したとき。

第 12 条 (ディープの損害賠償義務)

- 1 ディープは、お客様に対するサービスの提供にあたって、お客様又はお客様のご家族の生命・身体・財産又は名誉に損害が発生した場合は、速やかにお客様又はお客様のご家族に対して損害を賠償します。但し、ディープに故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、お客様又はお客様のご家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第 13 条 (お客様の損害賠償義務)

- 1 お客様及びそのご家族は、お客様及びそのご家族の責に帰すべき事由により、ディープ又はその従業員の生命・身体・財産又は信用に損害が発生した場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。
- 2 お客様及びそのご家族は、家屋の内外に問わず、お客様及びそのご家族が飼われている犬、猫その他のペットが、ディープの従業員に危害を及ぼし又は負傷等をさせた場合には、本件に関する治療費を含む損害賠償の責任を負うものとします。

第 14 条 (秘密保持)

- 1 ディープ及びディープの従業員は、正当な理由がない限り、お客様に対するサービスの提供にあたって知り得たお客様又はお客様のご家族の秘密を漏らしません。
- 2 ディープは、ディープの従業員が退職後、在職中に知り得たお客様又はお客様のご家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 ディープは、ケア会議等においてお客様又はお客様のご家族の同意を得ずにその個人情報を用いませぬ。

第 15 条（苦情解決）

お客様は、本契約に基づくサービスに関して、いつでもサービス重要事項説明書に記載されている窓口で苦情を申し立てることができます。

第 16 条（虐待防止）

ディーブは、サービス重要事項説明書第14条に基づき、お客様の人権の擁護・虐待の防止に努めるものとします。

第 17 条（サービス内容等の記録作成・保存）

- 1 ディーブは、お客様に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び障害福祉サービス費から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 ディーブは、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、お客様に説明のうえ交付します。
- 3 ディーブは、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 4 お客様は、ディーブに対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。
ただし、謄写に際しては、ディーブはお客様に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第 18 条（連帯保証人）

連帯保証人は、お客様と連帯して、本契約に基づいて生じるお客様の一切の責務についての責任を負うものとします。

第 19 条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところを尊重し、お客様及びディーブの協議により定めます。

本契約を証するため、本書は2通作成し、お客様及びディープ双方が記名及び押印の上、各1通を保管するものとします。

同意日 令和 年 月 日

お客様	住所 〒 —
	氏名 印

代理人	住所 〒 —
	氏名 印

署名代行人	住所 〒 —
	氏名 印

立会人	住所 〒 —
	氏名 印

連帯保証人	住所 〒 —
	電話番号
	氏名 印

(お客様との続柄)

サービス提供事業所

ディープ	住所 〒914-0803
	福井県敦賀市新松島町1番26号 ヴァンヴェール G
	TEL(0770)37-1161 FAX(0770)37-1162
	名称 株式会社ディープ介護サービスセンター 印 説明者